

No. 74 Apr. 2008

J A S 規格制度について

はじめに

J A S 規格制度は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づいて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（J A S 規格）による検査に合格した製品に J A S マークを貼付して製品の品質を保証し、それを普及する仕組みであり、消費者の食の安全・安心を確保する上で重要な役割を担っています。

今回は、J A S 規格制度（任意の制度）の概要についてご紹介します。

J A S 規格の制定・見直し

J A S 規格は、農林水産大臣が農林物資（飲食料品及び油脂とこれら以外の農林畜水産物又はこの加工品）の種類（品目）を指定して制定しています。J A S 規格の制定・見直しに当たっては、必ず「農林物資規格調査会」の議決を経なければなりません。

また、既存の J A S 規格は、その後の社会ニーズの変化に的確に対応させるため 5 年ごとに見直しも行われています。

なお、J A S 規格を定めることのできる基準としては、

- ① 品位、成分、性能その他の品質についての基準（ドレッシング、乾燥スープ等）
- ② 生産の方法についての基準（有機農産物、有機加工食品、熟成ハム等）
- ③ 流通の方法についての基準（平成 18 年 3 月から制定は可能ですが、現在は未制定）

の 3 基準が定められています。

J A S 規格による格付

（１）格付について

J A S 規格による格付とは、J A S 規格が定められた品目について、その該当する J A S 規格に適合していると判定することをいい、格付を行った製品には J A S マークを貼付することができます。この格付を受けるか受けないかは製造業者等の自由意志に任されていることから、J A S マークの貼付されていない製品についても流通に制限はありません。したがって、J A S 規格制度の普及は基本的には J A S マークにより品質を保証された製品が、いかに市場において消費者に選択されるかにかかっています。

（２）格付のための検査方法について

J A S 規格に基づく検査の方法は、農林物資の種類ごとに農林水産大臣が告示で定めているもので、J A S 規格に適合している製品であることを確認するため、次のいずれかの方法によって行われています。

- ① 製品から試料を抽出して検査し、判定する方法（品位、成分、性能その他の品質についての基準による場合）（ドレッシング、乾燥スープ、風味調味料等）

この方法により格付が行われた商品には、次の J A S マークが付されています。



- ② 生産に関して記帳された記録を検査し、判定する方法（生産の方法についての基準による場合）（有機農産物，有機加工食品，熟成ハム，生産情報公表牛肉等）

この方法により格付が行われた商品には，それぞれ，次の J A S マークが付されています。

有機食品の場合



熟成ハム，地鶏肉等の場合



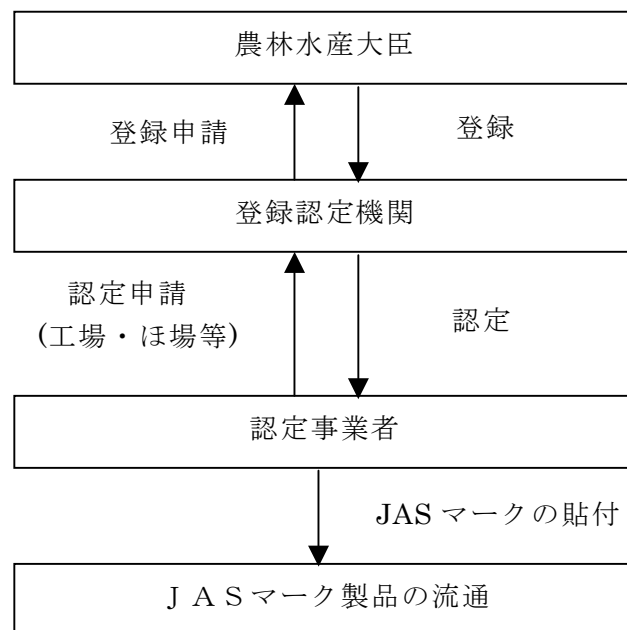
生産情報公表牛肉等の場合



（３）格付の仕組みについて

格付の仕組みは，農林水産大臣に登録された民間の第三者機関（財団法人，営利法人，NPO法人等の法人に限る。）が，J A S マークを貼付することができる製造業者や生産行程管理者等を個別に認定するという方法により行われています。

この J A S マーク貼付の仕組みは，次のとおりです。



あらかじめ農林物資の区分ごとに農林水産大臣に登録申請をし，登録を受けた登録認定機関が民間の第三者機関として事業者の認定を行います。

すなわち，登録認定機関は，品目ごとに定められている認定の技術的基準により製造業者や生産行程管理者等からの申請に基づき認定を行います。

認定を受けた次に掲げる認定事業者は、JAS規格に基づく格付を行うことにより、自らJASマークを貼付することになります。

① 認定製造業者、認定生産行程管理者による格付け

格付を行おうとする製造業者、生産行程管理者は、農林物資の種類及び工場、ほ場又は事業所ごとに登録認定機関に認定の申請を行い、認定を受けた後、自らが製造又は生産する製品についてJAS規格に適合するか否かについて検査（自己又は第三者機関に依頼して実施）を行い、適合する場合に初めてJASマークを貼付して販売することができます。

② 認定小分け業者による格付けの表示

有機農産物や有機加工食品、地鶏肉等については、JASマークの付された大口の包装形態から流通段階で小売用の包装に小分けする場合があるため、小分け業者が小分けを行った場合に限りその商品にJASマークを再貼付することができる仕組みになっています。この場合、事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関から小分け業者の認定を受けなければなりません。

③ 有機農産物及び有機加工食品に係る認定輸入業者による格付けの表示

登録認定機関から認定を受けた輸入業者が、外国の有機食品の認定を受けている製品を輸入し、有機JASマークを貼付することができます。この場合、認定輸入業者は、JAS制度と同等の格付制度を有する国（アメリカ、英国、オーストラリアなど20カ国）（平成20年3月末現在）の政府機関やこれに準ずる機関（現在のところ存在していない。）が発行する格付が行われていることの証明書と当該国からの輸出証明書をもって当該輸入農林物資（有機農産物及び有機加工食品に限る。）に有機JASマークを貼付することができます。

④ 認定販売業者、認定輸入業者、認定輸出業者による格付

自らが製品を製造しない場合であっても、製造工程を管理し、かつ、製品がJAS規格に適合しているかの検査を行う能力を有する事業者は、国内の販売業者又は輸入業者若しくは海外の輸出業者として、登録認定機関から認定を受け、自ら格付を行い、JASマークを付して製品を販売することができます。

（弊財団は、平成18年3月に施行された改正JAS法に基づき、民間の第三者機関として農林水産大臣から「飲食料品及び油脂」及び「有機食品（有機加工食品に限る。）」について登録認定機関の登録を受け、飲食料品及び油脂については、ドレッシング、乾燥スープ及び風味調味料の製造工場を、また、有機食品については、有機加工食品に係る事業所（製造工場、小分け業者及び輸入業者）をそれぞれ認定しています。さらに、2008年1月からは新たにパン粉についても製造工場の認定業務を行うことにしております。）

おわりに

JAS規格制度は消費者が商品を購入する場合に、JASマークを目印にして、安心して商品を選択することに寄与する製品認証制度です。商品に対する知識がなくても、JASマークさえ見れば、一定の品質が保証された商品を購入することができる極めてわかりやすい制度です。JASマークができるだけ多くの製品に付けられ、普及することが望まれます。